

投票公報

大阪市における特別区の設置についての投票

二重行政のムダをなくして、
もっと住みやすい大阪へ。

住民投票で賛成を!

人口減少や少子高齢化で右肩上がりの成長が見込めないこの時代。増税や借金というかたちでみなさまに負担をお願いすることなく、徹底した改革で税金のムダ遣いをやめる。そこで生み出したお金を、医療や福祉、教育の充実にあて、住民サービスをよくなる。もっとも住みやすい大阪にする。それが大阪都構想です。大阪の問題を、都構想で根本的に解決するのか、今のままで我慢するのか。大阪維新の会代表 橋下徹 この紙面を、みなさまの判断材料にしてください。

投票は午前七時から午後八時まで

問題① 二重行政のムダ

大阪府と大阪市。ふたつの役所はどちらも巨大な「財布」を持ち、似たような仕事をしています。

■二重行政の主な例

大阪府	川くさぐさ水質浄化施設(GTB)	659億円
大阪市	川くさぐさ水質浄化施設(WTC)	1193億円
大阪府	りんくうタウン	5,672億円
大阪市	関西コスモスエア地区	3,000億円

解決策① 役割分担を明確に、ムダをなくします。

大阪市の仕事のうち、大学・病院・高速道路・鉄道といった大きな仕事は「大阪都」が、医療・福祉・教育といった住民のみなさまに身近な仕事は、5つの「特別区」が行っていきます。

問題② 役所による税金のムダ遣い

大阪府役所は、通常の「市」の仕事だけでなく、都道府県と同じような仕事もしています。そのため、議会のチェック機能が働かなくなりました。

■ムダ遣いの主な例

- なわの海の航空館 事業費253億円
- オスカードリーム 283億円を賠償
- オーク200 637億円を賠償

解決策② “財布”を5つの特別区に分割、ムダ遣いをなくします。

その使い道は、医療・福祉・教育といった住民のみなさまに身近なサービスに限定。余計な仕事もなくなり、議会のチェック機能も働きます。

問題③ 進まない改革

大阪府議会が改革に反対。今のままでは、改革は進みません。

■大阪府議会が反対する主な改革

- 地下鉄の民営化(年間165億円の効果)
- バスの民営化(年間13億円の効果)
- ゴミ収集の民営化(年間79億円の効果)
- 公設試験研究機関の統合(年間2億円の効果)

解決策③ 大阪府議会を一から作り直します。

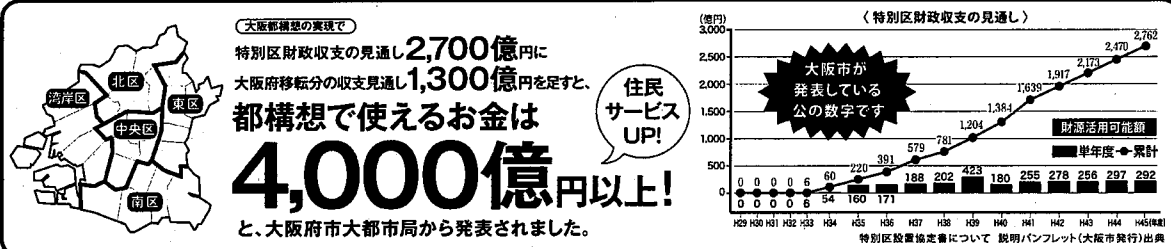
5つの特別区にそれぞれ区議会をつくり、改革をしっかりと進めていきます。特別区議会の議員数を5つ合わせても、今の大阪府議員の数と同じ。議員の数が減ることはありません。人やお金、ムダもなく、改革を進めることができます。

問題④ 住民の声が届かない役所

人口約270万人の大阪市内、選挙で選ばれる市長はたった1人。同じような人口規模の京都府では、28人の市町村長が選挙で選ばれています。たった1人の大阪市長では、各地域のニーズに合ったサービスを提供できません。

解決策④ 選挙で選ばれた5人の区長が、みなさまの声を受けとめます。

現在は24人の区長がいますが、みな市役所の職員で、選挙で選ばれていません。特別区になれば、選挙で選ばれた特別区長が誕生。各地域の住民のみなさまの声を聞きながら、きめ細やかなサービスを行うことができます。



- 住環境の向上
- 子育て・教育環境の充実
- 高齢者医療・福祉の充実
- 住民サービスがよくなる
- 大阪全体がよくなる
- 交通インフラの整備
- にぎわいをつくる都市整備
- 防犯・防災対策の強化

税金も公共料金ももっと下げられる!

橋下市長において二重行政のムダや税金のムダ遣いを改める改革を進めた結果、水道料金や地下鉄の初乗り運賃の値下げが実現しました。大阪都構想によって二重行政を解消することで、今後さらなる値下げも可能となります!

敬老バスは市営交通以外にも拡大!

敬老バスは各特別区の福祉予算の発行となります。地下鉄を民営化すれば、敬老バスの運用を市営交通だけに限定する理由はなくなります。大阪都構想によって地下鉄民営化が実現すれば、敬老バスの利用は市営交通だけに留まらず、民間の鉄道会社への導入も可能となります!

住民サービス利用の為に他の区まで行く必要はなくなります!

現在、保育所・幼稚園・特別養護老人ホーム・市営住宅などの施設は、大阪府全体で数が足りていないとされており、遠くまで通わなければならないケースもあります。大阪都構想が実現すれば、選挙で選ばれた区長が住民の声をきめ細かく聞いて区ごとに必要な数を整備、今よりももっと便利になります。

大阪維新の会

大阪府会 | 飯田哲史 市田謙太 井戸正利 梅園 周 大橋一隆 改政康秀 片山一歩 木下誠 杉村孝太郎 丹野壮治 東寛之 藤田あきら 美盛映夫 守島 正 議員 | 出雲輝英 伊藤良夏 今井アツシ 大内啓治 向崎 太 角谷庄一 木下一馬 坂井良和 田辺信広 辻 淳子 広田和美 ホンダリイ 村上栄二 山下昌彦

この公報は、大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第三項及び大阪府における特別区の設置についての投票に関する規程第三章の規定により告示日平成27年4月27日現在の市議会議員からの原稿を原のまま掲載したものです。